

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の改正が成立

さきにホームページで参議院本会議を通過して衆議院に送られたことをご紹介した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の改正が、5月29日の衆院本会議で、全会一致で可決、成立されました。

この法律は名称のとおり、公共工事の契約・発注の適正化を定めた法律ですが、第3条（基本理念）の中に、完成後の維持管理に対しても確保されなくてはならないとされ、第22条（発注関係事務の運用に関する指針）では、国は、入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めなくてはならないとされており、この指針の中で維持管理に関する発注制度の適正な運用が触れられる見込みです。